

令和5年第1回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和5年1月25日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

### ○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 2階 大会議室

### ○ 出席した委員 (16名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	<del>9番 西村 功</del>	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	<del>12番 宮下 修</del>	19番 氣賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
<del>7番 森 武雄</del>	14番 上田 佳子	

### ○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 菅沼 佳彦	<del>22番 大沼 昌弘</del>	24番 小原 正隆
21番 白川 眞武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

### ○ 欠席した委員(4名)

7番 森 武雄	9番 西村 功	12番 宮下 修
22番 大沼 昌弘		

### ○ 事務局職員出席者

事務局長	野村 隆二
次 長	山本 孝浩
主 査	出口 大悟
主 査	小林かおる

### ○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 申出による農地転用許可の取消しについて

議案第4号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

議案第5号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)

議案第6号 農用地利用集積計画の策定について(売買)

報告事項 農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について(令和4年度変更分)

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 6 番 (田村)

議事録署名人 8 番 (赤羽)

開 会 令和5年1月25日 午後3時30分

局 長 (野村 隆二君)

皆様、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから令和5年第1回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

まず初めに氣賀澤会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

ちょっと遅ればせになりますが、新年おめでとうございます。本年もよろしくをお願いいたします。

昨年中は、委員会の中で皆さんから活発な意見を出していただきまして農業委員会が活発に運営されましたことを感謝申し上げます。

また今年も同じような形で進めていきたいと思っておりますが、今年からは去年から頻繁に言われております地域計画の素案のほうの作成に入っていきますので、また皆様方には総会以外の場面でいろいろお世話になりますが、よろしくをお願いいたします。

今年の委員会の運営のほうもできるだけこの場で皆さんの意見を聞きながら結論に持っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

また、事務局の方にはいろいろとお世話になりますが、今年もよろしくをお願いいたします。

簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

局 長 (野村 隆二君)

続きまして会議前の一言と農業委員会憲章朗読ということで、6番 田村晴男委員、お願いいたします。

6 番 (田村 晴男君)

それでは、今日の一言ということで申し述べさせていただきます。

年が変わりまして正月が過ぎた頃に農政組合長さんが私のところへ来て、農業委員を続けてやっていただけますかということで、渋々2期目も続けてやらせていただくということで御返事をいたしましたので、今年もまた皆様にはお世話になりますけど、これからもよろしくをお願いいたします。

それで、農業委員を1期3年やってきたとは言っても、まだまだ全然勉強不足で、やっとこの頃になって農地法の3条だ5条だということの意味が少し見えてきたところでございますので、一生懸命努めていきたいかなというふうに思っております。

今日はここにたまたま青年等就農計画ということで計画が上がっております

して、1番の■■■■■■■■■■というの私の■■■■■■■■■■の中学生時代の同級生でございます。うちへしょっちゅう遊びに来ておりました。この息子が百姓をやるんだということで、スイカをやっているってことは前から知っておったんですけども、東伊那の■■■■■■■■■■さんのところで勉強して、今度から農業家ということで、スイカー一本でやっていくというふうな計画になっております。

うちの息子にも何とか言いたいところなんですけれども、息子からは、おやじが死ぬときは田畑を持って死ぬよっていうふうに言われちゃっておりました。私の農業委員の任期が過ぎますと73歳か74歳になるわけですけれども、それから先にまだ農業ができるかどうか、大変、今一番頭の痛いところでございますけれども、何とかスマートな農業に切り替えながらやっていきたいなあというふうに考えております。

会議の前の一言はもう2回目で、1回目に長い話をしちゃって言うことがなくなっておりますので、この辺とさせていただきますと思います。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （氣賀澤 道雄君）

それでは始めたいと思います。

これより令和5年1月4日付、告示第1号をもって招集した令和5年第1回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数16名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

7番 森武雄委員、9番 西村功委員、12番 宮下修委員、22番 大沼昌弘推進委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において6番 田村晴男委員、8番 赤羽明人委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 （出口 大悟君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

できます。

1件でございます。

場所につきましては2ページ以降を御覧ください。詳細な場所につきましては2ページ、おおよその位置につきましては3ページの図面を御覧いただけたらと思います。

3-1で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の南から南西にかけての6筆、計3,721㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

では、地元委員の補足説明をお願いいたします。

4 番 (北澤 満君)

お願いします。

この案件ですけれども、12月に田村委員と現地確認をいたしました。

2ページの「3-1」と書いた上のところに[REDACTED]という名前が入っていますが、この家を[REDACTED]さんから購入して御夫婦で[REDACTED]を始めたわけですけれども、そのときにはまだ農地を取得しておりませんでした。

農地を取得しようと思ったときに[REDACTED]さんが亡くなってしまい、[REDACTED]で使う野菜なんかは作れないなあというふうに思っていたところ――譲受人の[REDACTED]さんは[REDACTED]をやっている方の[REDACTED]さんであります。[REDACTED]さんが[REDACTED]さんの代わりに農地を取得して耕作するということです。

[REDACTED]さんは、今までもこちらに暮らしていて、こちらにある農地は全て自己保全管理で、たまに来て草を刈っているかシルバー人材センターで来て草を刈っている状態で農地を保っていたところを[REDACTED]さんが購入ということでした。

[REDACTED]で使う野菜を作りながら[REDACTED]さんのためにということで農地を買って農業をするということで、別段問題ありませんので許可といたしました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

会 長      〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
          (氣賀澤 道雄君)  
          議案第1号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
会 長      〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
          (氣賀澤 道雄君)  
          御異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
          議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
          を議題といたします。  
          提案理由の説明を求めます。  
主 査      (出口 大悟君)  
          それでは議案書4ページをお開きください。  
          農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。  
          計6件でございます。  
          まず1件目でございますが、場所につきましては5ページの左側を御覧ください。  
          5-1で表示した場所になります。  
          中割区、          の東1筆994㎡のうち5.002㎡になります。  
          4ページにお戻りください。  
          申請目的でございますが、営農型太陽光発電施設。  
          こちらの申請につきましては令和2年3月に3年間の一時転用許可を受けた案件でありまして、今回は一時転用許可を3年間延長する更新の手続となります。  
          本来、一時的な転用につきましては延長が認められておりませんが、営農型太陽光発電施設につきましては、再度、一時転用を行うことができるものとされております。  
          今回も引き続き下部農地ではブルーベリーの養育ポット栽培を行う予定であります。  
          理由でございますが、借受人は令和2年より営農型発電事業を営んでいるが事業を継続するため当地を使用したい、貸付人は引き続き営農型発電事業に協力する意向があり借受人の要請に応じるというものでございます。  
          農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域内となっておりますが、一時的に転用する場合は農用地区域内でも転用できるというものになっております。  
          続きまして2番となりますが、場所につきましては5ページの右側を御覧ください。

ださい。

5-2 で表示した場所になります。

小町屋区、                    の北2筆、計431㎡になります。

4ページにお戻りください。

申請目的でございますが、特定建築条件付土地。

理由でございますが、譲受人は上伊那地域において建設業及び不動産業を営んでおり新たに建売住宅を販売するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成13年1月16日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして3番となりますが、場所につきましては6ページの左側を御覧ください。

5-3 で表示した場所になります。

小町屋区、                    の南東2筆、計503㎡になります。

4ページにお戻りください。

申請目的でございますが、宅地分譲。

理由でございますが、譲受人は不動産業を営んでおり宅地分譲用地として販売するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、準住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして4番となりますが、場所につきましては6ページの右側を御覧ください。

5-4 で表示した場所になります。

中沢区、                    の南1筆854㎡になります。

4ページにお戻りください。

申請目的でございますが、資材置場。

理由でございますが、譲受人は市内において建設業を営んでいるが既存の資材置場が不足しており敷地を拡張するため隣接地である当地を取得したい、譲渡人は            に居住しており農地の管理が困難であり、立地的にも耕作が困難な場所であることから譲受人の要請に応じるというものでございます。

図面のうち斜線部分が既存の資材置場となっております。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております、農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として敷地拡張で

見ております。

続きまして5番となりますが、場所につきましては7ページの左側を御覧ください。

5-5で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の北1筆989㎡になります。

4ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場用地。

理由でございますが、借受人は市内において製造業を営んでおり工場の拡張により従業員用の駐車場が不足するため当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和4年10月26日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として敷地拡張で見えております。

続きまして6番となりますが、場所につきましては7ページ右側を御覧ください。

5-6で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED]の北1筆720㎡になります。

4ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場用地。

理由でございますが、譲受人は市内において建設業を営んでいるが駐車スペースが不足していることから駐車場を拡張するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

図面のうち斜線部分が既存の敷地となっております。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として敷地拡張で見えております。

以上6件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

25番 (米山 茂寿君)

1番ですが、先ほど説明があったように営農型太陽光発電ということで、下ではブルーベリーの栽培ということで、特に問題はありません。

以上です。

- 10番 (春日 知也君)  
2番3番は小町屋の案件でございまして、赤羽委員と2人で現地確認をいたしました。  
いずれも集落接続の条件を満たしておるものと思いますので、特に問題なしと思います。  
2番については、東側でまだ営農しておりますので、生活排水等の流れ込みがないように注意してくださいという条件はつけました。  
以上です。
- 4番 (北澤 満君)  
4番の案件でありますけれども、黒塗りになっている横のところは去年取得した場所であります。今回はその隣ということで、問題はありません。  
去年取得した資材置場はきちっと整理されて、管理もきれいにされており、資材置場として使われておりますので、今回の場所もきちんとした形で管理ができるかなということで許可をいたしました。
- 20番 (菅沼 佳彦君)  
5番ですけれども、場所は■■■■の■■■■があるところから500mほど■■■■寄りに行ったところです。  
この場所は南北に細長い土地で、土地の西側のところは急傾斜地の山林になっているということで、日照とか隣接の耕作地には全く影響ありません。  
ただ、進入路は隣の耕作地の方も使いますので、耕作に支障がないように整備をしてほしいということ意見を意見として付け加えておきました。  
あとは問題ないと思います。
- 1番 (村上 英登君)  
6番の案件なんですけど、吉瀬委員と現地を確認しました。  
説明は書いてあるとおりですけど、申請地は私が去年まで稲作をしていました。地図を見れば分かるとおり、■■■■の土地で田植は非常にやりづらいところでしたので、特に問題はないと思います。  
以上です。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)  
ありがとうございました。  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 会長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第2号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
議案第3号 申出による農地転用許可の取消しについて  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。
- 主 査 (出口 大悟君)  
それでは議案書8ページをお開きください。  
申出による農地転用許可の取消しについて御説明し、御提案とさせていただきます。  
1件でございます。  
場所につきましては9ページの左側を御覧ください。  
取消し-1で表示した場所になります。  
東伊那区火山、■■■■の南1筆208㎡になります。  
8ページにお戻りください。  
取消しの理由でございますが、申請人は■■■にかけられていた当地を養蜂のため取得する予定であったが、改めて検討した結果、取得を断念するに至ったというものでございます。  
現況につきましては、■■■にかけられていた農地ということもあり、現在は作物を作っているという状況ではありませんが、草刈り等、手を加えることにより畑として使用できる状況であることを事務局において確認しております。  
以上1件につきまして御審議のほどお願いいたします。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
地元委員の補足説明をお願いいたします。
- 16番 (吉瀬 久司君)  
改めて補足説明ということもないんですが、私も事後報告で申請人からこういうことだとお聞きしたところなので、私のほうから特に意見はありません。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ありがとうございました。  
それでは、これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第3号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 3 号 申出による農地転用許可の取消しについては、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
ここで議案第 4 号の審議に入る前に申し上げます。  
農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限規定により 15 番 倉田益式委員、25 番 米山茂寿推進委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。  
〔15 番 倉田益式君・25 番 米山茂寿君 退場〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第 4 号 農用地利用集積計画の策定について (貸借)  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。
- 主 査 (小林 かおる君)  
議案書 10 ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の策定について (貸借) を御説明し、御提案とさせていただきます。  
まず公告年月日でございますが、令和 5 年 1 月 31 日でございます。  
期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 3 万 8, 155 m<sup>2</sup>、畑が 9, 610 m<sup>2</sup>、樹園地が 219 m<sup>2</sup>、合計で 4 万 7, 984 m<sup>2</sup>でございます。  
貸手が 19、借手が 11 です。  
(2) 番 (3) 番の表につきましてはお目通しいただき、11 ページ～15 ページに個別の詳細が載っておりますので御確認をお願いします。  
以上、御審議をお願いいたします。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、少し時間を取りますので内容を御確認ください。  
〔各自黙読〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
これに関しまして地元推進委員の補足説明があるようでしたらお願いいたします。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、議案第 4 号について原案どおり可決することに御異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第4号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔15番 倉田益式君・25番 米山茂寿君 入場・復席〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

議案第5号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査

(小林 かおる君)

それでは議案書16ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和5年1月31日でございます。

期間の終期でございますが、5年が田8万8,141㎡、畑155㎡、10年が田19万4,189㎡、畑1,479㎡、合計で28万3,964㎡でございます。

貸手が68、借手は長野県農業開発公社のため1となります。

17ページ～32ページが利用権設定をする各筆の明細となっております。

68名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で140筆を貸し付けるということとなっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付予定でございます。

権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

大分件数があるようですので、これも時間を取りますので御確認をお願いします。

それに併せて地元推進委員の補足説明があるようでしたらお願いいたします。

〔各自黙読〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

地元推進委員さん、説明はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第 5 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 5 号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 6 号 農用地利用集積計画の策定について(売買)  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

次 長 (山本 孝浩君)  
それでは議案書の 33 ページをお開きください。  
議案第 6 号 農用地利用集積計画の策定について(売買)を御説明し、御提案とさせていただきます。  
農用地利用集積計画総括表を御覧ください。  
公告予定年月日は令和 5 年 1 月 31 日付で、対象地は田んぼが 5,510 m<sup>2</sup>、畑が 953 m<sup>2</sup>、合計で 6,463 m<sup>2</sup>でございます。  
売手、買手につきましては、ともに 2 となります。  
なお、本議案につきましては 1 月 18 日にあっせん審査会を開催しておりますので御報告いたします。  
続いて、隣のページ 34 ページを御覧ください。  
所有権移転一覧表となります。  
1 件目でございますが、長野県農業開発公社から■■■■さんが買い受けるといった内容となっております。  
所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期は、それぞれ令和 5 年 2 月 15 日。  
対価につきましては 149 万 2,800 円。  
取得後の利用目的であります、これまでの利用と同じように水稻・野菜栽培の予定でございます。  
売買の対象地につきましては、隣のページ、35 ページの右側の図面の■■■■の北東に位置する 1 筆、そして 36 ページに載せてある図面の■■■■の南西に位置する 3 筆となります。

2 件目でございますが、■■■さんから長野県農業開発公社が買い受けるという内容となっております。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期は令和 5 年 2 月 20 日。

対価につきましては 214 万円。

取得後の利用目的は現在と同じように水稻栽培の予定でございます。

こちらの対象地につきましては 35 ページの左側の図面、ちょっと見づらくて申し訳ないんですけども、■■■■の東に位置する 1 筆となります。

以上 2 件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

あっせん審査委員長、お願いいたします。

2 5 番 (米山 茂寿君)

先ほど説明があったように 18 日にあっせん審査会がありまして、2 番の■■番地のほうの現地確認を先に行いまして、その後、帰ってきて 1 番の書類の審査を行いました。

特に問題等はありませんでした。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 6 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 6 号 農用地利用集積計画の策定について（売買）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、報告事項 農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について（令和 4 年度変更分）を事務局より説明願います。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書 37 ページを御覧ください。

農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について、令和 4 年度の決定から変更があった案件について御報告させていただきます。

令和4年12月26日の委員会において、農地に該当するか否かの判断、いわゆる非農地の御判断をいただきました農地につきまして、表の4筆につきましては、変更理由欄のとおり、4筆のうち2筆につきましては所有者より農地であるまたは保全管理しており今後農地として利用する見込みがある旨の連絡があり、残りの2筆につきましては現時点で相続人及び経営者が不明であることが分かり、以上のことから表の4件につきましては非農地の判断を変更し引き続き農地台帳において管理する扱いにいたしますので、御報告させていただきます。

報告につきましては以上となります。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ただいまの件について質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

10番 (春日 知也君)

ちょっと教えていただきたいんですけども、非農地とするといったときに所有者が農地ですと言えば農地かなと思うんですけど、相続人や経営者が不明だとすると、現状で農地利用されていないんだから非農地のままでいいような気もするんですが、違うんでしょうか。

主 査 (出口 大悟君)

実際は春日委員さんのおっしゃるとおりでして、現状の判断になりますので、相続人等が不明であっても現状が非農地であれば台帳から落として差し支えないと思うんですけども、今回の農地については、現時点で事務局において確認した限りでは経営者または相続人が不明であったので、今後、場合によっては地元の委員さんに御相談させていただきながら相続人がいないのかどうかを確認させていただいて、可能であれば地目変更については相続人に行っていただく必要が現時点ではあるので、確認できた時点で非農地の判断にしたいというところでございます。

ですので、春日委員さんのおっしゃるとおり、現況で判断しますので、この時点で非農地の判断をしても本来なら差し支えないと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

結局は、手続上、農地とせざるを得ないということですか。

主 査 (出口 大悟君)

そうですね。

やはり非農地の判断をしたら法務局において登記地目の変更手続を取っていただきたいので、できれば相続される方が判明した時点でその方に直接地目変更の依頼まで含めてお伝えしたいと思いますので、まずは本当に相続人等がないかどうかの確認を地元の委員さんに御協力いただきながら調べたい、調

10番 査したいというところでございます。  
(春日 知也君)  
はい。ありがとうございました。

会長 (氣賀澤 道雄君)  
また地元の脳委員さんには御足労をかけますが、よろしく願いいたします。  
ほかに質問、御意見ございますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、報告事項については説明のとおり御承知おきください。  
以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。  
これにて令和5年第1回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後4時12分